

令和4年12月12日

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

環境省福島地方環境事務所は、本日、前田・奥村・鴻池特定建設工事共同企業体及び同企業体構成員並びに株式会社牟田建設に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省福島地方環境事務所

総務部企画課

課長：檜岡 民幸

TEL:024-563-5184

総務部経理課

課長：鶴田 慎二郎

課長補佐：百目木 どうめき 康一

TEL:024-573-7246

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所
1	前田・奥村・鴻池特定建設工事共同企業体	(代表者 前田建設工業株式会社) 東京都千代田区富士見 2-10-2
2	前田建設工業株式会社	東京都千代田区富士見 2-10-2
3	株式会社奥村組	大阪府大阪市阿倍野区松崎町 2-2-2
4	株式会社鴻池組	大阪府大阪市中央区北久宝寺町 3-6-1
5	株式会社牟田建設	福島県双葉郡浪江町権現堂字新町 66-4

2 指名停止措置期間：令和4年12月12日 ～ 令和4年12月26日（2週間）

3 指名停止措置の範囲：福島地方環境事務所管内

4 事実概要

前田・奥村・鴻池特定建設工事共同企業体が請け負っている令和2年度中間貯蔵施設（双葉1工区）の受入分別処理・貯蔵工事において、令和4年6月10日、受入分別処理施設内の改質ミキサの清掃をしていた作業員が改質ミキサに巻き込まれる労働災害が発生し、作業員は同年7月21日に死亡した。

5 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」という。）別表1第7号に該当する。

本件については、それぞれ2週間の指名停止措置を行うものである。

参考

○「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」別表1（抜粋）

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 自発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヶ月以内